

令和6年2月8日  
記者会見後  
情報解禁

令和6年2月

# 市議会定例会提出議案説明書

総務部 総務課

# 提 出 議 案 件 数

1	議 案 .....	70 件
(1)	条 例 .....	22 件
		(廃止 2 件、改正 20 件)
(2)	予 算 .....	35 件
		(補正 14 件、当初 21 件)
(3)	そ の 他 .....	11 件
①	財産取得について .....	1 件
②	財産取得の変更について .....	1 件
③	市道路線の認定及び変更について .....	1 件
④	市道路線の廃止について .....	1 件
⑤	損害賠償の額を定めることについて .....	1 件
⑥	指定管理者の指定の変更について .....	1 件
⑦	指定管理者の指定について .....	3 件
⑧	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めること について .....	1 件
⑨	包括外部監査契約の締結に関する件について .....	1 件
(4)	人 事 .....	2 件(追加提案予定)
①	教育長任命の同意を求めることについて	
②	田人財産区管理委員選任の同意を求めることについて	
2	報 告 .....	3 件
①	第5次いわき市障がい者計画の変更について	
②	専決処分の報告について	
③	債権放棄の報告について	

## 令和6年2月市議会定例会提出議案等名一覧

### 1 条 例（廃止2件、改正20件）

番号	件 名	担当課等	NO
第 1 号	いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について	介護保険課	1
第 2 号	いわき市津波被災地域企業等立地促進条例の廃止について	産業みらい課	2
第 3 号	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について	総務課	3
第 4 号	いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の改正について	職員課	4
第 5 号	いわき市職員の服務の宣誓に関する条例の改正について	職員課	5
第 6 号	いわき市職員の給与に関する条例の改正について	職員課	6
第 7 号	いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について	職員課	7
第 8 号	いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について	職員課	8
第 9 号	いわき市消防法関係手数料条例の改正について	消防本部予防課	9
第 10 号	いわき市集会所条例の改正について	地域振興課	10
第 11 号	いわき市水道事業給水条例の改正について	水道局営業課	11
第 12 号	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正について	障がい福祉課	12
第 13 号	いわき市立小学校及び中学校条例の改正について	学校支援課	13
第 14 号	いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正について	学校支援課	14
第 15 号	いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	保健福祉課	15
第 16 号	いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について	こどもみらい課	16
第 17 号	いわき市介護保険条例の改正について	介護保険課	17
第 18 号	いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例及びいわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について	建築指導課	18
第 19 号	いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例の改正について	土木課	19
第 20 号	いわき市道路占用料条例の改正について	道路管理課	20
第 21 号	いわき市市営住宅条例の改正について	住宅営繕課	21
第 22 号	いわき市市営住宅管理条例の改正について	住宅営繕課	22

### 2 予 算（令和5年度補正予算14件、令和6年度当初予算21件）

番号	件 名	担当課等	NO
第 23 号	令和5年度いわき市一般会計補正予算（第9号）	財政課	23
第 24 号	令和5年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	財政課	23
第 25 号	令和5年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	財政課	23
第 26 号	令和5年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第3号）	財政課	23
第 27 号	令和5年度いわき市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	財政課	23
第 28 号	令和5年度いわき市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）	財政課	23

第 29 号	令和 5 年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）	財政課	23
第 30 号	令和 5 年度いわき市川前財産区特別会計補正予算（第 2 号）	財政課	23
第 31 号	令和 5 年度いわき市水道事業会計補正予算（第 3 号）	財政課	23
第 32 号	令和 5 年度いわき市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	財政課	23
第 33 号	令和 5 年度いわき市病院事業会計補正予算（第 5 号）	財政課	23
第 34 号	令和 5 年度いわき市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	財政課	23
第 35 号	令和 5 年度いわき市地域汚水処理事業会計補正予算（第 2 号）	財政課	23
第 36 号	令和 5 年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）	財政課	23
第 37 号	令和 6 年度いわき市一般会計予算	財政課	24
第 38 号	令和 6 年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	財政課	24
第 39 号	令和 6 年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	財政課	24
第 40 号	令和 6 年度いわき市介護保険特別会計予算	財政課	24
第 41 号	令和 6 年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	財政課	24
第 42 号	令和 6 年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	財政課	24
第 43 号	令和 6 年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	財政課	24
第 44 号	令和 6 年度いわき市競輪事業特別会計予算	財政課	24
第 45 号	令和 6 年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算	財政課	24
第 46 号	令和 6 年度いわき市川部財産区特別会計予算	財政課	24
第 47 号	令和 6 年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算	財政課	24
第 48 号	令和 6 年度いわき市磐崎財産区特別会計予算	財政課	24
第 49 号	令和 6 年度いわき市澤渡財産区特別会計予算	財政課	24
第 50 号	令和 6 年度いわき市田人財産区特別会計予算	財政課	24
第 51 号	令和 6 年度いわき市川前財産区特別会計予算	財政課	24
第 52 号	令和 6 年度いわき市水道事業会計予算	財政課	24
第 53 号	令和 6 年度いわき市工業用水道事業会計予算	財政課	24
第 54 号	令和 6 年度いわき市病院事業会計予算	財政課	24
第 55 号	令和 6 年度いわき市下水道事業会計予算	財政課	24
第 56 号	令和 6 年度いわき市地域汚水処理事業会計予算	財政課	24
第 57 号	令和 6 年度いわき市農業集落排水事業会計予算	財政課	24

### 3 その他 (11件)

番号	件名	担当課等	
第 58 号	財産取得について (消防団 C D – I 型消防ポンプ自動車 (2 WD) )	消防本部総務課	25
第 59 号	財産取得の変更について (南白土地域振興事業用地)	スポーツ振興課	26
第 60 号	市道路線の認定及び変更について	道路管理課	27
第 61 号	市道路線の廃止について	道路管理課	28
第 62 号	損害賠償の額を定めることについて	職員課	29
第 63 号	指定管理者の指定の変更について (いわき市立新舞子体育館外 4 施設)	スポーツ振興課	30
第 64 号	指定管理者の指定について (いわき市立新舞子体育館外 4 施設)	スポーツ振興課	30

第 65 号	指定管理者の指定について (いわき市田人ふれあいの里)	林務課	31
第 66 号	指定管理者の指定について (いわき市田人おふくろの宿)	林務課	32
第 67 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて	地域振興課	33
第 68 号	包括外部監査契約の締結に関する件について	職員課	34

#### 4 人事(2件) (最終日追加提案)

番号	件名	担当課等	
第 1 号	教育長任命の同意を求めることがありますについて	職員課	45
第 2 号	田人財産区管理委員選任の同意を求めることがありますについて	林務課	45

#### 5 告(3件)

番号	件名	担当課等	
第 1 号	第5次いわき市障がい者計画の変更について	障がい福祉課	35
第 2 号	専決処分の報告について	職員課	36
第 3 号	債権放棄の報告について	市民税課	37

#### 6 監査結果報告等

件名	担当課等
○ 令和5年度 定期監査等結果報告書 (保健福祉部)	(5監第84号) 監査委員事務局

議案番号	第1号	所属部課名	保健福祉部 介護保険課
案件名	いわき市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について		
主な内容	<p>平成18年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」等により介護保険法の一部が改正され、令和6年3月31日まで存続するにされた指定介護療養型医療施設に係る設置期間が終了することから、本条例を廃止するもの。</p>		
(施行日 令和6年4月1日)			
摘要	<p>○ 介護療養型医療施設</p> <p>療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。</p>		

議案番号	第 2 号	所属部課名	産業振興部	産業みらい課																		
案 件 名	いわき市津波被災地域企業等立地促進条例の廃止について																					
主 な 内 容	<p>東日本大震災により甚大な被害を受けた津波被災地域への企業立地を促進し、経済的基盤の再生を図るため、立地企業等に対し津波被災地域企業等立地奨励金を交付してきたところであるが、復興の進捗状況や近年における奨励金の交付実績等を踏まえ、本条例を廃止するもの。</p>																					
	(施行日 令和 7 年 4 月 1 日)																					
摘 要	<p>○ 津波被災地域企業等立地奨励金の概要</p> <p>(1) 交付要件等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">交 付 対象者</th> <th colspan="2">交付要件</th> <th colspan="2">交付額</th> </tr> <tr> <th>投下固定資産</th> <th>従業員</th> <th>交付率</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>2,700万円（内装のみの場合は100万円）以上</td> <td>5人以上</td> <td>投下固定資産総額の3%</td> <td rowspan="2">5億円</td> </tr> <tr> <td>大企業以外</td> <td>100万円（内装のみの場合は50万円）以上</td> <td>1人以上</td> <td>投下固定資産総額の5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 令和5年度までの交付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付件数：29件</li> <li>・ 交付額：627,820千円</li> </ul>				交 付 対象者	交付要件		交付額		投下固定資産	従業員	交付率	上限額	大企業	2,700万円（内装のみの場合は100万円）以上	5人以上	投下固定資産総額の3%	5億円	大企業以外	100万円（内装のみの場合は50万円）以上	1人以上	投下固定資産総額の5%
交 付 対象者	交付要件		交付額																			
	投下固定資産	従業員	交付率	上限額																		
大企業	2,700万円（内装のみの場合は100万円）以上	5人以上	投下固定資産総額の3%	5億円																		
大企業以外	100万円（内装のみの場合は50万円）以上	1人以上	投下固定資産総額の5%																			

議案番号	第3号	所属部課名	総務部	総務課
案件名	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について			
主な内容	<p>令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正され、法で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に定めることによって機関間の情報連携をより速やかに行うことが可能となることに伴い、本市においてもこれに合わせて迅速に対応することができるよう、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">( 主 な 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人番号の利用範囲の改正（第3条関係） 法に定める地方公共団体の長が個人番号を利用できる事務に、特定個人番号利用事務（迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定める事務）を加える。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(施行日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日)</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法に定める地方公共団体の長が個人番号を利用できる事務 福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるもの。</li> <li>○ 機関間の情報連携 各種手続の際に住民が提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、法に基づき、異なる機関間で個人情報のやり取りを行うこと。</li> </ul>			

議案番号	第4号	所属部課名	総務部	職員課
案件名	いわき市職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の改正について			
主な内容	<p>令和3年6月11日に公布された「地方公務員法の一部を改正する法律」により地方公務員法の一部が改正されたこと等に伴い、分限に関し必要な事項を定めるため、いわき市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例の全部を改正するもの。</p> <p style="text-align: center;">( 主 な 改 正 内 容 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 題名の改正 題名を「いわき市職員の分限に関する条例」に改める。</li> <li>2 降給の種類（第6条及び附則第3項関係） 降給の種類について、降格、降号、管理監督職勤務上限年齢制の降任に伴う降給及び60歳に達した職員の給料7割措置による降給と規定する。</li> <li>3 降格の事由（第7条関係） 降格の事由について、降任により降格となった場合のほか、人事評価等に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、改善措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとあって、職務を遂行することが困難であると認められるとき等の事由を規定する。</li> <li>4 降号の事由（第8条関係） 降号の事由について、人事評価等に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、改善措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは降号するものと規定する。</li> <li>5 降任又は免職の事由（第9条関係） 法第28条第1項の規定により降任し、又は免職する場合の事由について規定する。</li> <li>6 条件付採用期間中の職員等の特例（第10条及び第11条関係） 法第29条の2第2項の規定に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時に任用された職員の分限について規定する。</li> </ol> <p style="text-align: center;">(施行日 令和6年4月1日)</p>			
摘要				

議案番号	第5号	所属部課名	総務部	職員課
案件名	いわき市職員の服務の宣誓に関する条例の改正について			
主な内容	<p>新たに職員となった者の服務の宣誓について、災害等の緊急時における取扱いを定めるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改正内容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の取扱いの追加（第2条関係） 新たに職員となった者の服務の宣誓について、災害等の緊急時においては服務の宣誓前に職務を行うことができる規定を加える。</li> </ul>			
摘要	(施行日 公布の日)			
要				

議案番号	第6号	所属部課名	総務部	職員課
案件名	いわき市職員の給与に関する条例の改正について			

主 な 内 容	<p>職員の通勤手当については、これまで福島県に準じて改定してきており、県がこれらの手当を改定することから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>また、新人事評価制度の導入を踏まえ、国県に準じて、職員の職務・職責を整理するため、所要の改正を行うもの。</p> <p style="text-align: center;">( 改 正 内 容 )</p> <p>1 通勤手当の上限額の改正（第12条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th><th>改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67,900円を超えない範囲内で市長が規則で定める額</td><td>70,600円を超えない範囲内で市長が規則で定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>2 職務・職責の整理に伴う改正（別表第3（第4条関係）関係及び別表第4（第4条関係）関係）</p> <p>職員の職務を給料表に定める職務の級に分類し、その分類の基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表等を整理する。</p>	現 行	改 正	67,900円を超えない範囲内で市長が規則で定める額	70,600円を超えない範囲内で市長が規則で定める額	
現 行	改 正					
67,900円を超えない範囲内で市長が規則で定める額	70,600円を超えない範囲内で市長が規則で定める額					
<p>○ いわき市職員の給与の支給に関する規則</p> <p>通勤距離区分ごとの通勤手当額は、条例改正後、当該規則の改正により規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤手当月額の改正の例（最も該当者の多い通勤距離区分）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分</th><th>現 行</th><th>改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 km以上 6 km未満</td><td>4,400円</td><td>4,500円</td></tr> </tbody> </table>	距離区分	現 行	改 正	4 km以上 6 km未満	4,400円	4,500円
距離区分	現 行	改 正				
4 km以上 6 km未満	4,400円	4,500円				

議案番号	第 7 号	所属部課名	総務部	職員課
案 件 名	いわき市職員の退職手当に関する条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和 5 年 12 月 20 日に公布された「国立大学法人法の一部を改正する法律」により国立大学法人法の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に移動が生じることから、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>附則第 8 項及び第 9 項で引用する法律の条項を改める。</p>			
概 要	( 施行日 令和 6 年 4 月 1 日 )			

議案番号	第8号	所属部課名	総務部	職員課						
案件名	いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について									
主な内容	<p>職員の旅費について、新人事評価制度の導入を踏まえ、職員の職務・職責を整理することに伴い、国に準じて、給料表の「職務の級」の分類に基づき区分して支給するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改正内容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車賃、日当、宿泊料及び食卓料の区分並びに移転料の区分の改正（別表第1（第17条—第20条、第22条関係）関係及び別表第2（第21条関係）関係）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長相当職又は課長相当職にある者</td> <td>6級以上の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>5級以下の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の区分は、行政職給料表による当該級の職務</p>				現 行	改 正	部長相当職又は課長相当職にある者	6級以上の職務にある者	その他の者	5級以下の職務にある者
現 行	改 正									
部長相当職又は課長相当職にある者	6級以上の職務にある者									
その他の者	5級以下の職務にある者									
施行日	(施行日 令和6年4月1日)									
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の相当職の区分 いわき市職員等の旅費の支給に関する規則（別表第1）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相当職の区分</th> <th>給料表による適用職員の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長相当職</td> <td>行政職給料表適用職員で7級から9級までの職にある者及び医療職給料表(1)適用職員で4級の職にある者</td> </tr> <tr> <td>課長相当職</td> <td>行政職給料表適用職員で6級の職にある者、医療職給料表(1)適用職員で3級の職にある者、医療職給料表(2)適用職員で7級、8級の職にある者及び医療職給料表(3)適用職員で6級の職にある者</td> </tr> </tbody> </table>				相当職の区分	給料表による適用職員の区分	部長相当職	行政職給料表適用職員で7級から9級までの職にある者及び医療職給料表(1)適用職員で4級の職にある者	課長相当職	行政職給料表適用職員で6級の職にある者、医療職給料表(1)適用職員で3級の職にある者、医療職給料表(2)適用職員で7級、8級の職にある者及び医療職給料表(3)適用職員で6級の職にある者
相当職の区分	給料表による適用職員の区分									
部長相当職	行政職給料表適用職員で7級から9級までの職にある者及び医療職給料表(1)適用職員で4級の職にある者									
課長相当職	行政職給料表適用職員で6級の職にある者、医療職給料表(1)適用職員で3級の職にある者、医療職給料表(2)適用職員で7級、8級の職にある者及び医療職給料表(3)適用職員で6級の職にある者									

議案番号	第9号	所属部課名	消防本部	予防課									
案件名	いわき市消防法関係手数料条例の改正について												
	<p>令和5年12月6日に公布された「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」により、令和6年4月1日から危険物の貯蔵所の設置の許可等に係る手数料について、その標準とされる額が改定されることに伴い、本条例で定める手数料の額についても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p>												
主な内容	<p>○ 危険物の特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額の改正（別表第1（第3条関係）関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</td><td>危険物の貯蔵最大数量が1,000kL以上5,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000kL以上10,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000kL以上50,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000kL以上100,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000kL以上200,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000kL以上300,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000kL以上400,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000kL以上のもの</td><td>1,180,000円 1,410,000円 1,590,000円 1,950,000円 2,270,000円 4,550,000円 5,820,000円 7,070,000円</td><td>1,450,000円 1,720,000円 1,920,000円 2,360,000円 2,740,000円 5,640,000円 7,240,000円 8,790,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 変更許可申請に対する審査に係る手数料は、上記の2分の1の額</p> <p>(施行日 令和6年4月1日)</p>				区分	現行	改正	金額	金額	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000kL以上5,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000kL以上10,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000kL以上50,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000kL以上100,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000kL以上200,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000kL以上300,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000kL以上400,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000kL以上のもの	1,180,000円 1,410,000円 1,590,000円 1,950,000円 2,270,000円 4,550,000円 5,820,000円 7,070,000円	1,450,000円 1,720,000円 1,920,000円 2,360,000円 2,740,000円 5,640,000円 7,240,000円 8,790,000円
区分	現行	改正											
	金額	金額											
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000kL以上5,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000kL以上10,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000kL以上50,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000kL以上100,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000kL以上200,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000kL以上300,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000kL以上400,000kL未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000kL以上のもの	1,180,000円 1,410,000円 1,590,000円 1,950,000円 2,270,000円 4,550,000円 5,820,000円 7,070,000円	1,450,000円 1,720,000円 1,920,000円 2,360,000円 2,740,000円 5,640,000円 7,240,000円 8,790,000円										
摘要	<p>○ 本市で手数料改正の対象となるタンク 特定屋外タンク貯蔵所 12基 (12基すべて貯蔵量が50,000kL以上100,000kL未満)</p>												

議案番号	第10号	所属部課名	市民協働部	地域振興課				
案件名	いわき市集会所条例の改正について							
主な内容	<p>地域集会施設の所有管理の一元化と費用負担の公平化を図るため、地区的同意のもと、市立集会所については管理運営主体である自治会等への無償譲渡又は用途廃止することとしており、自治会において譲渡を受けるとの意向を確認したいわき市上釜戸集会所について自治会に譲渡することから、公の施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 用途廃止する集会所の削除（別表（第2条関係）関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき市上釜戸集会所</td> <td>いわき市渡辺町上釜戸字堤ノ内 58 番地の 1</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	位 置	いわき市上釜戸集会所	いわき市渡辺町上釜戸字堤ノ内 58 番地の 1
名 称	位 置							
いわき市上釜戸集会所	いわき市渡辺町上釜戸字堤ノ内 58 番地の 1							
摘要	<p>（施行日 令和6年4月1日）</p> <p>○ 上釜戸集会所の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構 造 簡易耐火平屋建</li> <li>・ 延 床 面 積 96.47 m<sup>2</sup></li> <li>・ 建 築 年 度 昭和57年度</li> <li>・ 管理運営主体 上釜戸区</li> </ul>							

議案番号	第 1 1 号	所属部課名	水道局	営業課
案 件 名	いわき市水道事業給水条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和 5 年 5 月 26 日に公布された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により水道法の一部が改正され、水道法による権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されたことから、規定の整理を行うため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>条例で引用している法律の改正に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める（第 8 条関係）。</p>			
摘要	( 施行日 令和 6 年 4 月 1 日)			
要				

議案番号	第12号	所属部課名	保健福祉部	障がい福祉課
案件名	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正について			

令和4年12月16日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に変更が生じることから、所要の改正を行うもの。

( 改 正 内 容 )

主

○ 趣旨の改正（第1条関係）

現 行	改 正
第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定により市が行う地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の利用に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する 地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の利用に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(施行日 令和6年4月1日)

摘

○ 地域生活支援事業

法第77条の規定に基づき、市町村が、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。

要

議案番号	第13号	所属部課名	教育委員会	学校支援課				
案 件 名	いわき市立小学校及び中学校条例の改正について							
主 な 内 容	<p>いわき市立草野小学校絹谷分校について、令和5年度末に廃止する方針を決定したことに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 廃止する小学校の削除（別表（第2条関係）関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき市立草野小学校絹谷分校</td> <td>いわき市平絹谷字四反田 30 番地</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	位 置	いわき市立草野小学校絹谷分校	いわき市平絹谷字四反田 30 番地
名 称	位 置							
いわき市立草野小学校絹谷分校	いわき市平絹谷字四反田 30 番地							
（施行日 令和6年4月1日）								
摘要	<p>○ 草野小学校絹谷分校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構 造 木造</li> <li>・ 延床面積 616.00 m<sup>2</sup></li> <li>・ 建築年度 昭和34年度</li> </ul>							
要								

議案番号	第14号	所属部課名	教育委員会	学校支援課
案 件 名	いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正について			
主 な 内 容	<p>いわき市立入遠野中学校の夜間照明設備について、学校の閉校に伴い廃止するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 夜間照明設備を廃止する学校の削除（別表（第2条関係）関係） いわき市立入遠野中学校を削除する。</p>			
摘要	(施行日 令和6年4月1日)			
要				

議案番号	第15号	所属部課名	保健福祉部	保健福祉課
案 件 名	いわき市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について			
主 な 内 容	<p>令和5年12月26日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」により無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、入居申込者に対する重要事項を記した電子情報の交付方法について、記録媒体を指定する規定を見直し、「電磁的記録媒体」により交付するとされたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子情報の交付方法の改正（第14条関係） 入居申込者に対する重要事項を記した電子情報の交付方法について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロム」を「電磁的記録媒体」に改める。</li> </ul>			
（施行日 公 布 の 日 ）				
摘要 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業を行う施設。</li> </ul>			

議案番号	第16号	所属部課名	こどもみらい部 こどもみらい課
案 件 名	いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について		
主 な 内 容	<p>令和5年12月26日に公布された「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、特定教育・保育施設等の重要事項について、従来の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとされたことから、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要事項の掲示に係る規定の追加（第23条関係） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の重要事項について、従来の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする規定を加える。</li> </ul>		
	(施行日 令和6年4月1日)		
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定教育・保育施設 認定こども園（18か所）、幼稚園（20か所）、保育所（55か所）</li> <li>○ 特定地域型保育事業 家庭的保育事業（2か所）、小規模保育事業（13か所）、居宅訪問型保育事業（0か所）、事業所内保育事業（3か所）</li> </ul>		

議案番号	第17号	所属部課名	保健福祉部 介護保険課																																				
案件名	いわき市介護保険条例の改正について																																						
	<p>介護保険の第1号被保険者保険料を改定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 主 な 改 正 内 容 )</p> <p>1 保険料率の改定（第16条関係）</p> <p>現行のいわき市高齢者保健福祉計画を令和6年度から令和8年度までの次期計画に見直すことに伴い、第1号被保険者の介護保険料に係る保険料率を改定する。</p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現行（令和3年度～令和5年度）</th> <th colspan="3">改正（令和6年度～令和8年度）</th> </tr> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料率（年額）</th> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者</td> <td>37,200円</td> <td>第1段階</td> <td>同左</td> <td>34,400円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超えて120万円以下の者</td> <td>55,800円</td> <td>第2段階</td> <td>同左</td> <td>51,800円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える者</td> <td>55,800円</td> <td>第3段階</td> <td>同左</td> <td>52,200円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者</td> <td>65,500円</td> <td>第4段階</td> <td>同左</td> <td>66,600円</td> </tr> </tbody> </table>			現行（令和3年度～令和5年度）			改正（令和6年度～令和8年度）			所得段階	対象者	保険料率（年額）	所得段階	対象者	保険料率（年額）	第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者	37,200円	第1段階	同左	34,400円	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	55,800円	第2段階	同左	51,800円	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える者	55,800円	第3段階	同左	52,200円	第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者	65,500円	第4段階	同左	66,600円
現行（令和3年度～令和5年度）			改正（令和6年度～令和8年度）																																				
所得段階	対象者	保険料率（年額）	所得段階	対象者	保険料率（年額）																																		
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者	37,200円	第1段階	同左	34,400円																																		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	55,800円	第2段階	同左	51,800円																																		
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える者	55,800円	第3段階	同左	52,200円																																		
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者	65,500円	第4段階	同左	66,600円																																		

主な内容	第5段階	同じ世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超える者	74,400円	第5段階	同左	75,600円												
	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以下の者	84,100円	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	85,500円												
	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の者	93,000円	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	94,500円												
	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	111,600円	第8段階	同左	113,500円												
	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の者	130,200円	第9段階	同左	132,400円												
	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者	141,400円	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の者	143,700円												
				第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の者	151,300円												
	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の者	148,800円	第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	174,000円												
				第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の者	189,100円												
2 保険料率の特例（第16条関係）																		
第1号被保険者のうち、第1段階から第3段階までの保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度における保険料率を次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th><th>現 行</th><th>改 正</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td><td>22,400円</td><td>21,600円</td></tr> <tr> <td>第2段階</td><td>37,200円</td><td>36,700円</td></tr> <tr> <td>第3段階</td><td>52,100円</td><td>51,900円</td></tr> </tbody> </table>							所得段階	現 行	改 正	第1段階	22,400円	21,600円	第2段階	37,200円	36,700円	第3段階	52,100円	51,900円
所得段階	現 行	改 正																
第1段階	22,400円	21,600円																
第2段階	37,200円	36,700円																
第3段階	52,100円	51,900円																
(施行日 令和6年4月1日)																		
摘要																		

議案番号	第18号	所属部課名	都市建設部 建築指導課
案件名	いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例及びいわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正について		
主な内容	<p>令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、条例で引用する同法の題名に変更が生じることから、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>1 いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の改正（題名、第1条関係及び第10条関係） 引用する法及び省令の題名を改める。</p> <p>2 いわき市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の改正（第2条関係） 引用する法及び政令の題名を改める。</p>		
摘要	<p>（施行日 令和6年4月1日）</p>		
要点	<p>○ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」改正の概要 法目的について「エネルギー消費性能の向上」に加えて「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」が追加されたことから、題名を改めるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律）。</p>		

議案番号	第19号	所属部課名	土木部	土木課
案 件 名	いわき市市道の構造の技術的基準等を定める条例の改正について			
主 な 内 容	<p>平成31年4月19日に公布された「道路構造令の一部を改正する政令」及び令和2年11月20日に公布された「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」により、道路構造令の一部が改正され、自転車通行帯、自動運行補助施設及び歩行者利便増進道路に関する基準が定められたこと等から、本市においても同様とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車通行帯に関する規定の追加（第2条、第8条の2及び第9条関係）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定義に「自転車通行帯」を加える。</li> <li>(2) 「自転車通行帯」を新たに規定する。</li> <li>(3) 自転車道の設置要件に「設計速度が1時間につき60キロメートル以上である市道」とする規定を加える。</li> </ol> </li> <li>2 自動運行補助施設に関する規定の追加（第32条関係）             交通安全施設に「自動運行補助施設」を加える。</li> <li>3 歩行者利便増進道路に関する規定の追加（第43条関係）             「歩行者利便増進道路」を新たに規定する。</li> </ol> <p>( 施行日 公 布 の 日 )</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分。</li> <li>○ 自動運行補助施設 自動運行車の安全な運行を、道路インフラ側から位置の補正等によって補助する施設。</li> <li>○ 歩行者利便増進道路 賑わいある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間が整備され、購買施設や廣告塔等の占用を柔軟に認められる道路。</li> </ul>			

議案番号	第 2 0 号	所属部課名	土木部	道路管理課
案 件 名	いわき市道路占用料条例の改正について			
主 な 内 容	<p>道路占用料の納期限について、占用者の利便性を図る観点から、国に準じ、許可日から 1 月以内に延長するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>( 改 正 内 容 )</p> <p>○ 道路占用料の納期限の改正（第 3 条関係） 道路占用料の納期限について、当該占用の許可又は同意をした日を、当該占用の許可又は同意をした日から 1 月以内に改める。</p>			
摘要	(施行日 令和 6 年 4 月 1 日)			
要				

議案番号	第 2 1 号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案 件 名	いわき市市営住宅条例の改正について			

令和 5 年台風第13号により被災した市営住宅白水町上代団地 1 団地 61戸を用途廃止し、条例から削除するため、所要の改正を行うもの。

( 改 正 内 容 )

○ 用途廃止による削除（別表第 1（第 2 条関係）関係）

主 な 内 容	位 置	戸 数		
		改正前	削除数	改正後
	いわき市内郷白水町上代 35 番地	109	43	66
	いわき市内郷白水町長楓 41 番地	18	18	0

( 施行日 公 布 の 日 )

○ 市営住宅の管理戸数

改正前	今回改正	改正後
7,840戸	△ 61戸	7,779戸

議案番号	第22号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案 件 名	いわき市市営住宅管理条例の改正について			

令和5年5月19日に公布された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、条例で引用する同法の条項に変更が生じたことから、所要の改正を行うもの。

( 改 正 内 容 )

主

○ 引用する条項の追加（第5条関係）

な

内

容

現 行	改 正
(イ) 配偶者暴力防止等法 <u>第10条</u> <u>第1項 (</u> 配偶者暴力防止等 法第28条の2において準用す る場合を含む。) の規定によ り裁判所がした命令の申立て を行った者で当該命令がその 効力を生じた日から起算して 5年を経過していないもの	(イ) 配偶者暴力防止等法 <u>第10条</u> <u>第1項又は第10条の2 (これ</u> <u>らの規定を</u> 配偶者暴力防止等 法第28条の2において準用す る場合を含む。) の規定によ り裁判所がした命令の申立て を行った者で当該命令がその 効力を生じた日から起算して 5年を経過していないもの

(施行日 令和6年4月1日)

摘

要

議案番号	第 2 3 号～第 3 6 号	所属部課名	財政部	財政課
案 件 名	令和 5 年度いわき市補正予算			
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度いわき市一般会計補正予算（第 9 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市川前財産区特別会計補正予算（第 2 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市水道事業会計補正予算（第 3 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市病院事業会計補正予算（第 5 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市下水道事業会計補正予算（第 4 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市地域汚水処理事業会計補正予算（第 2 号）</li> <li>・ 令和 5 年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）</li> </ul>			
摘要	<input type="radio"/> 主な内容は別紙			
要				

議案番号	第37号～第57号	所属部課名	財政部	財政課
案件名	令和6年度いわき市予算			
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度いわき市一般会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市介護保険特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市卸売市場事業特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市競輪事業特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市川部財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市磐崎財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市澤渡財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市田人財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市川前財産区特別会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市水道事業会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市工業用水道事業会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市病院事業会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市下水道事業会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市地域汚水処理事業会計予算</li> <li>・ 令和6年度いわき市農業集落排水事業会計予算</li> </ul>			
摘要	<p>○ 主な内容は別紙</p>			
要				

議案番号	第 5 8 号	所属部課名	消防本部	総務課														
案 件 名	財産取得について																	
主 な 内 容	<p>「消防団 C D – I 型消防ポンプ自動車（2WD）」</p> <p>令和 5 年台風第13号の影響による大雨で被害にあった消防ポンプ自動車を更新するもの。</p> <table> <tr> <td>1 取得物件の名称</td><td>消防団 C D – I 型消防ポンプ自動車（2WD）</td></tr> <tr> <td>2 数 量</td><td>1 台</td></tr> <tr> <td>3 取 得 価 格</td><td>金 22,220,000 円</td></tr> <tr> <td>4 取 得 の 目 的</td><td>非常備消防用</td></tr> <tr> <td>5 取 得 の 方 法</td><td>一般競争入札による物件供給契約</td></tr> <tr> <td>6 納 期</td><td>令和 6 年 12 月 27 日</td></tr> <tr> <td>7 物 件 の 供 給 者</td><td>いわき市平字古鍛冶町 4 番地 株式会社磐水社 代表取締役社長 渡辺 守 弥</td></tr> </table>				1 取得物件の名称	消防団 C D – I 型消防ポンプ自動車（2WD）	2 数 量	1 台	3 取 得 価 格	金 22,220,000 円	4 取 得 の 目 的	非常備消防用	5 取 得 の 方 法	一般競争入札による物件供給契約	6 納 期	令和 6 年 12 月 27 日	7 物 件 の 供 給 者	いわき市平字古鍛冶町 4 番地 株式会社磐水社 代表取締役社長 渡辺 守 弥
1 取得物件の名称	消防団 C D – I 型消防ポンプ自動車（2WD）																	
2 数 量	1 台																	
3 取 得 価 格	金 22,220,000 円																	
4 取 得 の 目 的	非常備消防用																	
5 取 得 の 方 法	一般競争入札による物件供給契約																	
6 納 期	令和 6 年 12 月 27 日																	
7 物 件 の 供 給 者	いわき市平字古鍛冶町 4 番地 株式会社磐水社 代表取締役社長 渡辺 守 弥																	
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配備計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 支團</li> </ul> </li> </ul>																	
要																		

議案番号	第 5 9 号	所属部課名	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課
案 件 名	財産取得の変更について		

主 な 内 容	<p>「南白土地域振興事業用地」</p> <p>令和 3 年いわき市議会 12 月定例会議案第 14 号（財産取得）、令和 4 年いわき市議会 6 月定例会議案第 24 号（財産取得の変更）及び令和 4 年いわき市議会 12 月定例会議案第 35 号（財産取得の変更）で議決された本件について、事業進捗を図るため、取得内容を変更するもの。</p> <p>( 変 更 内 容 )</p>		
	取得内容	変 更 前	変 更 後
	物 件 の 所 在	いわき市平南白土字菅作 55 番 2 外 20 筆	いわき市平南白土字菅作 55 番 2 外 57 筆
	種 別	土地（山林、原野）	土地（田、畑、山林、原野）
	地 積	50,299 平方メートル（うち 38,383 平方メートルについては持分 46 分の 40）	114,066 平方メートル（うち 38,383 平方メートルについては持分 46 分の 45）
	取 得 價 格	金 52,932,485 円	金 168,395,991 円
内 容	契 約 の 相 手 方	いわき市平南白土字八ツ坂 158 番地 江 尻 日出夫 外 46 名	いわき市平南白土字八ツ坂 158 番地 江 尻 日出夫 外 54 名

概 要	○ 取得用地の内訳	
	地 目	筆 数
	田	6
	畑	2
	山 林	29
	原 野	21
	計	58
<p>※ 事業用地の全体面積は 132,105 m<sup>2</sup>。</p> <p>○ 取得概要</p> <p>オフロードサイクル施設の整備を行うため、その整備用地を取得するもの。</p>		

議案番号	第 6 0 号	所属部課名	土木部	道路管理課
案 件 名	市道路線の認定及び変更について			
主 な 内 容	<p>市道認定する路線は、開発行為により築造された道路及び市道改良工事に伴い築造された歩行者道を新たに市道とするものであり、また、市道路線の変更については、農地中間管理機構関連農地整備事業及び市道改良工事に伴い路線を変更するもので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 新たに市道として認定する路線            路 線 数 下荒川諏訪下5号線 外10路線            延 長 1,084.3m</p> <p>2 認定路線を変更する路線            路 線 数 寺下・矢田ノ目線 外1路線  <math display="block">\begin{cases} \text{一部延伸するもの} &amp; 1 \text{路線 } 110.0 \text{ m の増} \\ \text{一部廃止するもの} &amp; 1 \text{路線 } 233.6 \text{ m の減} \end{cases} \quad 123.6 \text{ m の減}</math></p>			
摘要				
要				

議案番号	第 6 1 号	所属部課名	土木部	道路管理課
案 件 名	市道路線の廃止について			
主 な 内 容	<p>廃止する市道路線は、農地中間管理機構関連農地整備事業及び開発行為に伴い廃止するものであり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>○ 廃止する路線</p> <p>路 線 数 寺下 1 号線 外 8 路線 延 長 1,553.5 m</p>			
摘要				
要				

議案番号	第 6 2 号	所属部課名	総務部	職員課						
案 件 名	損害賠償の額を定めることについて									
主 な 内 容	<p>令和 5 年 7 月 5 日、いわき市平字大町 9 番の 7 地先の国道 399 号線において引き起こした公務上の交通事故に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th><th>相 手 方</th><th>損害賠償額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身及び物損事故</td><td>           いわき市錦町御宝殿 66 番地の 1 フ            アミールⅡ 203            鈴木 浩明 氏             いわき市四倉町上仁井田字南浜 10 番地            箱崎 健司 氏             いわき市小島町三丁目 12 番地の 6            カネイシトーヨー住器株式会社            代表取締役            猪狩 晓 氏         </td><td>金 1,418,644 円</td></tr> </tbody> </table>				事故の種類	相 手 方	損害賠償額	人身及び物損事故	いわき市錦町御宝殿 66 番地の 1 フ アミールⅡ 203 鈴木 浩明 氏  いわき市四倉町上仁井田字南浜 10 番地 箱崎 健司 氏  いわき市小島町三丁目 12 番地の 6 カネイシトーヨー住器株式会社 代表取締役 猪狩 晓 氏	金 1,418,644 円
事故の種類	相 手 方	損害賠償額								
人身及び物損事故	いわき市錦町御宝殿 66 番地の 1 フ アミールⅡ 203 鈴木 浩明 氏  いわき市四倉町上仁井田字南浜 10 番地 箱崎 健司 氏  いわき市小島町三丁目 12 番地の 6 カネイシトーヨー住器株式会社 代表取締役 猪狩 晓 氏	金 1,418,644 円								
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故の状況等            令和 5 年 7 月 5 日午後 3 時 00 分頃、国道 399 号線において、公用車を運転中、前方確認不十分により、交差点で停車していた被害車両に追突したもの。</li> </ul>									
要										

議案番号	第63号～第64号	所属部課名	観光文化スポーツ部 スポーツ振興課														
案件名	指定管理者の指定の変更及び指定管理者の指定について (いわき市立新舞子体育館外4施設)																
主な内容	<p>令和2年いわき市議会2月定例会議案第61号（指定管理者の指定）で議決された本件について、施設の運営状況等を踏まえ、施設運営の効率化及び施設利用者の利便性を図る観点から、新舞子ハイツとの一体的管理を行うため、指定の期間を変更するもの。</p> <p>また、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 議案第63号 指定管理者の指定の変更について</p> <p>(1) 施設の名称等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき市立新舞子体育館</td> <td rowspan="5">双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森8番 株式会社Jヴィレッジ 代表取締役社長 内堀 雅雄</td> </tr> <tr> <td>いわき市新舞子テニスコート</td> </tr> <tr> <td>いわき市新舞子フットボール場</td> </tr> <tr> <td>いわき市新舞子多目的運動場</td> </tr> <tr> <td>いわき市新舞子ヘルスプール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指定の期間の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定内容</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の期間</td> <td>令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで</td> <td>令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	指定管理者	いわき市立新舞子体育館	双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森8番 株式会社Jヴィレッジ 代表取締役社長 内堀 雅雄	いわき市新舞子テニスコート	いわき市新舞子フットボール場	いわき市新舞子多目的運動場	いわき市新舞子ヘルスプール	指定内容	変更前	変更後	指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで
施設の名称	指定管理者																
いわき市立新舞子体育館	双葉郡檜葉町大字山田岡字美シ森8番 株式会社Jヴィレッジ 代表取締役社長 内堀 雅雄																
いわき市新舞子テニスコート																	
いわき市新舞子フットボール場																	
いわき市新舞子多目的運動場																	
いわき市新舞子ヘルスプール																	
指定内容	変更前	変更後															
指定の期間	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで															

主 な 内 容	2 議案第64号 指定管理者の指定について				
	(1) 管理を行わせる施設の名称等				
主 な 内 容	管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者			
	いわき市立新舞子体育館	いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野崎裕康			
	いわき市新舞子テニスコート				
	いわき市新舞子フットボール場				
	いわき市新舞子多目的運動場				
概 要	いわき市新舞子ヘルスプール				
	(2) 指定の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで			
概 要	○ 指定管理者が行う体育施設の管理に関する主な業務				
	1 体育施設の使用に関する業務 2 体育施設の施設及び設備の維持管理				
概 要	○ いわき新舞子ハイツの指定管理者の名称及び指定の期間				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 定 管 理 者</th><th>指 定 の 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野崎裕康</td><td>令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table>		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間	いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野崎裕康
指 定 管 理 者	指 定 の 期 間				
いわき市小名浜諏訪町11番地の1 常光サービス株式会社 代表取締役 野崎裕康	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで				

議案番号	第 6 5 号	所属部課名	農林水産部 林務課
案 件 名	指定管理者の指定について (いわき市田人ふれあいの里)		
主 な 内 容	<p>いわき市田人ふれあいの里の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入しているが、その指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了となることに伴い、新たに指定管理者を指定するため、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 管理を行わせる 施設の名称 いわき市田人ふれあいの里</p> <p>2 指定管理者 いわき市内郷綴町七反田11番地の27 キヨウワプロテック株式会社いわき事業所 所長 菅野 剛</p> <p>3 指定の期間 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>		
摘要	<p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <p>1 施設の設置目的を達成するために必要な事業の実施 2 田人ふれあいの里の施設、設備、備品等の維持管理</p>		
要			

議案番号	第 6 6 号	所属部課名	農林水産部 林務課
案 件 名	指定管理者の指定について (いわき市田人おふくろの宿)		
主 な 内 容	<p>いわき市田人おふくろの宿の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入しているが、その指定管理者の指定期間が令和6年3月31日で満了となることに伴い、新たに指定管理者を指定するため、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>1 管理を行わせる 施設の名称 いわき市田人おふくろの宿</p> <p>2 指定管理者 いわき市内郷綴町七反田11番地の27 キヨウワプロテック株式会社いわき事業所 所長 菅野 剛</p> <p>3 指定の期間 令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで</p>		
摘要	<p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <p>1 施設の設置目的を達成するために必要な事業の実施 2 田人おふくろの宿の施設、設備、備品等の維持管理</p>		
要			

議案番号	第 6 7 号	所属部課名	市民協働部	地域振興課																																													
案 件 名	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて																																																
	<p>辺地地区における住民の生活文化環境向上のため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、総合整備計画を策定し事業を実施しているが、令和 6 年度から令和 10 年度までの期間において、三和町中三坂辺地外 8 辺地における辺地対策事業を実施するため、これら 9 辺地について総合整備計画を策定し、総務大臣に提出するに当たり、同法第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>○ 総合整備計画の概要（9 辺地 13 事業）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>辺地名</th><th>期 間</th><th>内 容</th><th>事業費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中三坂辺地 (三和町)</td><td>令和 7 年度</td><td>市道舗装 L = 50 m、W = 3.0 m</td><td>3,000 千円</td></tr> <tr> <td>差塩辺地 (三和町)</td><td>令和 6 年度から 令和 10 年度まで</td><td>市道舗装 L = 500 m、W = 7.0 m</td><td>53,000 千円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">上永井辺地 (三和町)</td><td>令和 10 年度</td><td>林道舗装 L = 492 m、W = 3.0 m</td><td>10,400 千円</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度から 令和 10 年度まで</td><td>市道舗装 L = 150 m、W = 3.0 m</td><td>9,000 千円</td></tr> <tr> <td>中寺辺地 (三和町)</td><td>令和 6 年度から 令和 10 年度まで</td><td>林道舗装 L = 1,700 m、W = 3.0 m</td><td>41,600 千円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">下市萱辺地 (三和町)</td><td>令和 6 年度から 令和 10 年度まで</td><td>農道舗装 L = 1,000 m、W = 4.0 m</td><td>26,500 千円</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>住民輸送車両 更新 1 台</td><td>4,200 千円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">出旅人辺地 (田人町)</td><td>令和 6 年度</td><td>X 線撮影装置 更新 1 台</td><td>6,380 千円</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>住民輸送車両 更新 1 台</td><td>4,200 千円</td></tr> <tr> <td>黒田辺地 (田人町)</td><td>令和 6 年度</td><td>市道改良 L = 44 m、W = 7.0 m</td><td>35,000 千円</td></tr> <tr> <td>川前辺地 (川前町)</td><td>令和 7 年度から 令和 10 年度まで</td><td>市道改良 L = 160 m、W = 5.0 m</td><td>32,000 千円</td></tr> </tbody> </table>				辺地名	期 間	内 容	事業費	中三坂辺地 (三和町)	令和 7 年度	市道舗装 L = 50 m、W = 3.0 m	3,000 千円	差塩辺地 (三和町)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	市道舗装 L = 500 m、W = 7.0 m	53,000 千円	上永井辺地 (三和町)	令和 10 年度	林道舗装 L = 492 m、W = 3.0 m	10,400 千円	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	市道舗装 L = 150 m、W = 3.0 m	9,000 千円	中寺辺地 (三和町)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	林道舗装 L = 1,700 m、W = 3.0 m	41,600 千円	下市萱辺地 (三和町)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	農道舗装 L = 1,000 m、W = 4.0 m	26,500 千円	令和 8 年度	住民輸送車両 更新 1 台	4,200 千円	出旅人辺地 (田人町)	令和 6 年度	X 線撮影装置 更新 1 台	6,380 千円	令和 8 年度	住民輸送車両 更新 1 台	4,200 千円	黒田辺地 (田人町)	令和 6 年度	市道改良 L = 44 m、W = 7.0 m	35,000 千円	川前辺地 (川前町)	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	市道改良 L = 160 m、W = 5.0 m	32,000 千円
辺地名	期 間	内 容	事業費																																														
中三坂辺地 (三和町)	令和 7 年度	市道舗装 L = 50 m、W = 3.0 m	3,000 千円																																														
差塩辺地 (三和町)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	市道舗装 L = 500 m、W = 7.0 m	53,000 千円																																														
上永井辺地 (三和町)	令和 10 年度	林道舗装 L = 492 m、W = 3.0 m	10,400 千円																																														
	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	市道舗装 L = 150 m、W = 3.0 m	9,000 千円																																														
中寺辺地 (三和町)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	林道舗装 L = 1,700 m、W = 3.0 m	41,600 千円																																														
下市萱辺地 (三和町)	令和 6 年度から 令和 10 年度まで	農道舗装 L = 1,000 m、W = 4.0 m	26,500 千円																																														
	令和 8 年度	住民輸送車両 更新 1 台	4,200 千円																																														
出旅人辺地 (田人町)	令和 6 年度	X 線撮影装置 更新 1 台	6,380 千円																																														
	令和 8 年度	住民輸送車両 更新 1 台	4,200 千円																																														
黒田辺地 (田人町)	令和 6 年度	市道改良 L = 44 m、W = 7.0 m	35,000 千円																																														
川前辺地 (川前町)	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	市道改良 L = 160 m、W = 5.0 m	32,000 千円																																														

	辺地名	期 間	内 容	事業費
主 な 内 容	下桶壳辺地 (川前町)	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	市道舗装 $L = 530\text{m}$ 、 $W = 4.0\text{m}$	42,700 千円
		令和 8 年度	消防ポンプ自動車 更新 1 台	29,314 千円
※ 総事業費 297,294 千円 (辺地対策事業債の予定額 293,400 千円)				
摘要要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 辺地について 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地などの地域</li> <li>○ 総合整備計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共的施設の整備に係る事業計画（辺地ごとに作成）</li> <li>・ 辺地対策事業債（充当率 100%、元利償還の 80% を地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入）を活用可能</li> </ul> </li> <li>○ 対象となる公共的施設 市道、農道、林道、消防施設、住民の交通の便に供するための自動車及び診療施設など</li> </ul>			

議案番号	第 6 8 号	所属部課名	総務部	職員課										
案 件 名	包括外部監査契約の締結に関する件について													
主な内容	<p>包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <table> <tr> <td>1 契 約 の 目 的</td><td>当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</td></tr> <tr> <td>2 契 約 の 始 期</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>3 契 約 金 額</td><td>金12,900,000円を上限とする額</td></tr> <tr> <td>4 費用の支払方法</td><td>契約の定めるところによる</td></tr> <tr> <td>5 契 約 の 相 手 方</td><td>住所 福島県郡山市咲田2丁目3番6号 氏名 斎藤 紀朗 資格 公認会計士</td></tr> </table>				1 契 約 の 目 的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告	2 契 約 の 始 期	令和6年4月1日	3 契 約 金 額	金12,900,000円を上限とする額	4 費用の支払方法	契約の定めるところによる	5 契 約 の 相 手 方	住所 福島県郡山市咲田2丁目3番6号 氏名 斎藤 紀朗 資格 公認会計士
1 契 約 の 目 的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告													
2 契 約 の 始 期	令和6年4月1日													
3 契 約 金 額	金12,900,000円を上限とする額													
4 費用の支払方法	契約の定めるところによる													
5 契 約 の 相 手 方	住所 福島県郡山市咲田2丁目3番6号 氏名 斎藤 紀朗 資格 公認会計士													
摘要	<p>○ 地方自治法（抜粋） (包括外部監査契約の締結)</p> <p>第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるとこ ろにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速 やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あ らかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければな らない。</p>													
要	<p>1 都道府県 <u>2 政令で定める市</u></p> <p>※ 政令で定める市（指定都市及び中核市）</p>													

報告番号	第1号	所属部課名	保健福祉部 障がい福祉課
案件名	第5次いわき市障がい者計画の変更について		
主な内容	<p>「第5次いわき市障がい者計画」を変更したので、障害者基本法第11条第9項の規定により、議会に報告するもの。</p>		
摘要	<p>○ 第5次いわき市障がい者計画の変更について 令和2年度に策定した「第5次いわき市障がい者計画」（計画期間：令和3年度～令和8年度）が、令和5年度をもって前期期間の終了年度を迎えたことから、国の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、同計画を変更（中間見直し）したもの。</p>		

報告番号	第 2 号	所属部課名	総務部	職員課								
案 件 名	専決処分の報告について											
主 な 内 容	<p>地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>令和5年9月4日、いわき市常磐下船尾町古内289番の4地先の県道20号いわき上三坂小野線において引き起こした公務上の交通事故に係る損害賠償額の決定。</p>											
内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>相 手 方</th> <th>損害賠償額</th> <th>専決処分年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物 損 事 故</td> <td>いわき市平下平窪字屋越 50番地の5 長瀬 千恵子 氏</td> <td>金653,004円</td> <td>令和6年1月4日</td> </tr> </tbody> </table>				事故の種類	相 手 方	損害賠償額	専決処分年月日	物 損 事 故	いわき市平下平窪字屋越 50番地の5 長瀬 千恵子 氏	金653,004円	令和6年1月4日
事故の種類	相 手 方	損害賠償額	専決処分年月日									
物 損 事 故	いわき市平下平窪字屋越 50番地の5 長瀬 千恵子 氏	金653,004円	令和6年1月4日									
摘 要	<p>○ 事故の状況等</p> <p>令和5年9月4日午後1時10分頃、県道いわき上三坂小野線において、公用車を運転中、前方確認不十分により、徐行していた被害車両に追突したもの。</p>											

報告番号	第2号	所属部課名	財政部 市民税課								
案件名	専決処分の報告について										
主な内容	<p>地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項を専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>令和5年2月1日、いわき市平字梅本21番地のいわき市役所公用車駐車場において引き起こした公務上の交通事故に係る損害賠償額の決定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th><th>相手方</th><th>損害賠償額</th><th>専決処分年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身事故</td><td>いわき市平中神谷字細田 40番地 県営住宅5-8 金澤教央氏</td><td>金510,000円</td><td>令和6年1月12日</td></tr> </tbody> </table>			事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日	人身事故	いわき市平中神谷字細田 40番地 県営住宅5-8 金澤教央氏	金510,000円	令和6年1月12日
事故の種類	相手方	損害賠償額	専決処分年月日								
人身事故	いわき市平中神谷字細田 40番地 県営住宅5-8 金澤教央氏	金510,000円	令和6年1月12日								
摘要要	<p>○ 事故の状況等</p> <p>令和5年2月1日午前7時40分頃、停車中の公用車を誤って発進させ、乗車しようとしていた被害者の右足を轢過し、負傷させたもの。</p>										

報告番号	第3号	所属部課名	医療センター事務局 医事課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 市立病院診療料等      2 放棄する金額 金29,024,205円      3 放棄件数 758件      4 放棄年月日 令和5年12月22日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）          私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徵収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要          令和5年3月31日時点で時効期間が満了している令和元年度以前に生じた徵収見込みがない市立病院事業における入院・外来収益、室料差額、診断書料及び診療材料等の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第3号	所属部課名	水道局	営業課
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 水道料金      2 放棄する金額 金6,683,669円      3 放棄件数 703件      4 放棄年月日 令和5年12月22日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）            私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徵収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要            令和5年3月31日時点で時効期間が満了している平成29年度に生じた徵収見込みがない水道料金の未収債権。</li> </ul>			

報告番号	第3号	所属部課名	教育委員会事務局 教育政策課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 奨学資金貸付金      2 放棄する金額 金273,000円      3 放棄件数 1件      4 放棄年月日 令和6年1月4日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）          私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要          令和5年3月31日時点で時効期間が満了している平成24年度以前に生じた徴収見込みがない奨学資金貸付金の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第3号	所属部課名	農林水産部	卸売市場
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第1号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 卸売市場施設使用料等      2 放棄する金額 金235,667円      3 放棄件数 1件      4 放棄年月日 令和6年1月5日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第1号（抜粋）                     <p>債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の規定により保護を受けている状態又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。</p> </li> <li>○ 放棄する債権の概要                     <p>債務者が経営する飲食店の業績不振等により平成21年度に生じた徴収見込みがない卸売市場に係る施設使用料、電気料及び水道料の未収債権。</p> </li> </ul>			

報告番号	第3号	所属部課名	観光文化スポーツ部 観光振興課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 温泉使用料等      2 放棄する金額 金208,890円      3 放棄件数 2件      4 放棄年月日 令和6年1月5日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）          私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徵収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要          令和5年3月31日時点で時効期間が満了している令和3年度以前に生じた徵収見込みがない温泉使用料及び督促手数料の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第3号	所属部課名	教育委員会事務局 学校支援課
案件名	債権放棄の報告について		
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 学校給食納付金      2 放棄する金額 金1,547,063円      3 放棄件数 14件      4 放棄年月日 令和6年1月10日</p>		
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）          私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要          令和5年3月31日時点で時効期間が満了している平成30年度以前に生じた徴収見込みがない学校給食納付金の未収債権。</li> </ul>		

報告番号	第3号	所属部課名	土木部	住宅営繕課
案件名	債権放棄の報告について			
主な内容	<p>いわき市債権管理条例第17条第1項第8号の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。</p> <p>1 債権の名称 公営住宅使用料等      2 放棄する金額 金25,287,917円      3 放棄件数 123件      4 放棄年月日 令和6年1月25日</p>			
摘要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第17条第1項第8号（抜粋）          私債権又はこれに係る損害賠償金等について消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徵収の見込みがないとき。</li> <li>○ 放棄する債権の概要          令和5年3月31日時点で時効期間が満了している平成29年度以前に生じた徵収見込みがない公営住宅使用料、駐車場使用料、その他の住宅使用料及び督促手数料の未収債権。</li> </ul>			

議案番号	第 号	所属部課名	総務部	職員課
案 件 名	教育長任命の同意を求めることについて ( 追 加 提 案 予 定 )			
主 な 内 容	教育長の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了となるため、新たに任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定 数 1 人</li> <li>・ 任 期 3 年</li> </ul>			

議案番号	第 号	所属部課名	農林水産部	林務課
案 件 名	田人財産区管理委員選任の同意を求めることについて ( 追 加 提 案 予 定 )			
主 な 内 容	田人財産区管理委員 7 人のうち、1 人の任期が令和 6 年 3 月 24 日で満了となるため、新たに選任するに当たり、いわき市田人財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるもの。			
摘 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員定数 7 人</li> <li>・ 任 期 4 年</li> </ul>			